



競馬の賞金の一時所得以外に所得税にはどんな所得があるのですか？



一時所得は所得税の対象になる所得の一種類です。

所得税に該当する所得は10種類あります。以下の所得です。

- ①「給与所得」……これは勤めている会社から労働の代価としてもらう給料などが該当します。
- ②「退職所得」……会社を退職した人がもらう退職金が該当します。
- ③「事業所得」……商売をしている人が稼ぐ収入などが該当します。
- ④「利子所得」……銀行に預けた定期預金の利息などが該当します。
- ⑤「不動産所得」……家を貸した賃料などが該当します。
- ⑥「譲渡所得」……家を売った収入などが該当します。
- ⑦「山林所得」……山の立木を売った収入などが該当します。
- ⑧「配当所得」……株の配当などが該当します。
- ⑨「一時所得」……上記の8つに所得に該当しないで、継続的に儲けることができる収入でないこと。また、働いた見返りの収入でもない所得が該当します。

具体的には、懸賞の賞金や賞品／福引きの賞金や賞品／競馬や競輪の払戻金／生命保険の満期金／損害保険の満期返戻金等／法人から贈与された金品／遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金などが該当します。

- ⑩「雑所得」……上記9種類に該当しない所得です。

具体的には、公的年金の所得、個人年金の所得、原稿料、講演料などが該当します。

以上が所得税の対象になる10種類の所得です。

次頁から主な所得の内容について説明します。



今年、会社を退職して退職金を貰ったのですが、退職金は他の所得と合算して申告するのですか？



退職金は、他の所得と合算して申告する必要はありません。それ独自で所得税を計算します。

退職所得控除は以下の表です。この控除を引いた残りの金額の1/2が退職所得になります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数 × 40万円 (80万円以下の場合には80万円)
20年超	(勤続年数 - 20年) × 70万円 + 800万円

- ・勤続年数が10年2カ月の人の場合の退職所得控除額（端数の2カ月は1年に切上げて勤続年数は11年になります）。

(勤続年数) × 40万円 = 11年 × 40万円 = 440万円

退職金1,000万円。退職所得 = (1,000万円 - 440万円) × 1/2 = 280万円

- ・勤続年数が30年の人の場合の退職所得控除額

(勤続年数 - 20年) × 70万円 + 800万円 = 10年 × 70万円 + 800万円 = 1,500万円

退職金2,000万円。退職所得 = (2,000万円 - 1,500万円) × 1/2 = 250万円



預貯金の利息も他の所得と合算しないのですか？



預貯金の利子に掛かる利子所得の所得税は天引されます。他の所得と合算しません。これを源泉分離課税といいます。



私は、サラリーマンで給料を貰っていますが、それ以外に家を人に貸して賃料で収入をえています。この場合に2つの所得を合算して所得税を計算するのですか？

一方、所得を合算しなくてもよい所得があると聞きました。それはどんな所得ですか？



サラリーマンの給料の『給与所得』と賃料の『不動産所得』の2つは合算して所得税を計算します。

合算しないで所得税を払うのは先ほどの退職金の『退職所得』。山や木を売った場合などの『山林所得』があります。これは、その所得だけで所得税を計算します。



本来は他の所得と合算するのに特別にその所得だけ単独で所得税を計算する所得があるのですか？



土地、建物、株式の譲渡所得、先物取引の雑所得は特別に他の所得と合算しないで所得税を計算します。これを『申告分離課税』といいます。

申告分離課税の 所得金額	土地建物の短期譲渡所得
	土地建物の長期譲渡所得
	株式等に係わる譲渡所得
	先物取引に係わる雑所得



土地建物の長期譲渡所得、土地建物の短期譲渡所得は何を基準に長期、短期を決めるのですか？



譲渡年の1月1日における所有期間が5年を超えるものが長期譲渡所得。その所有期間が5年以下のものが短期譲渡所得になります。詳しくは下記の図を見てください。

長期譲渡所得と短期譲渡所得の違い。

02年6月1日に購入した土地は07年6月1日で実質5年間所有している。しかし、この土地を07年10月1日に売却した場合に07年1月1日時点では所有期間は5年を満たしていない。従って、短期譲渡所得になる。08年5月1日に売却した場合に08年1月1日時点では所有期間は5年を満たしている。従って、長期譲渡所得になる。つまり、実質所有期間ではなく、譲渡年の1月1日時点で5年を満たしているかで決められる。

